

平成22年(2010年)1月21日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

外部提供及び本人通知の省略に関する意見について(答申)

平成21年12月1日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 外部提供の適否について

- (1) 医療制度改革の一環として、平成20年4月から「高額医療・高額介護合算制度」が施行されましたが、この制度は、各医療保険(国民健康保険、被用者保険及び後期高齢者医療制度)における世帯内で、医療及び介護の両制度における自己負担額の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた部分を新たに高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費並びに高額介護合算療養費として支給するものです。そして、支給額については、医療保険者が、同一医療保険世帯内における医療及び介護保険の自己負担額を全て把握して計算を行うことになっています。
- (2) 被保険者の申請漏れを防止するためには、支給の対象となる被保険者に対し、直接、申請の勧奨を行うことが最も有効であり、国においても、後期高齢者医療広域連合等が対象者を把握し申請勧奨を実施できるよう、市町村の介護保険者に対し協力を要請しています。従って、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が、介護保険及び広域連合の各月の自己負担額を把握するために、介護保険課が保有している介護保険の自己負担額に係るデータを広域連合に外部提供することは、相当な理由があり、かつ、公益上必要があるため、姫路市個人情報保護条例第9条第1項第6号に該当すると認めます。

なお、広域連合に提供するデータには、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする介護・健康状態に関するものが含まれていますので、その旨を認識した上で、外部提供してください。

2 本人通知の省略について

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要すると解されますので、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。